お取引先様の通報窓口について

外部通報制度

当社では、お取引先様との公正な取引・健全な関係を一層進めるため、当社及び当社グループ会社の役職員によるコンプライアンス違反等を未然に防ぎ、適切な対応を図るため、取引関係にある会社の方々から直接当社に通報を受ける制度として外部通報窓口を設置しています。当社及び当社グループの役職員等の取引活動に関して、法令等及びコンプライアンスに違反する行為が見受けられた場合、または、その疑念がある場合には、下記の案内に沿ってご通報ください。

通報いただける内容

当社及び当社グループ会社の役職員による法令違反行為（公益通報者保護法第 2 条 3 項に規定する「通報対象事実」のみならず法令違反一般を含みます）のほか、企業倫理に反する行為、又はそれらのおそれのある行為

（例）

・不正、法令違反（キックバック、架空請求、書類改ざん、不正な接待／贈答品の要求、マネーロンダリング（資金洗浄）の疑いのある取引等）
・ハラスメント（パワハラ、セクハラ等）
・その他違法行為や倫理に反する行為

通報いただけない内容

以下の内容は通報として受け付ける対象にはなりません。

・業務以外における私的なトラブルや私生活上の法令違反に関する内容
・非難、中傷に類する内容
・個人の利益を目的とする内容

通報の方法

通報する際には、以下の外部通報窓口のメールアドレスに必要事項を記入して送信する方法により通報してください。

通報窓口：シティユーワ法律事務所（https://www.city-yuwa.com/）
メールアドレス hotline-heart@city-yuwa.com

メールに記載いただく事項

・お名前（ふりがな）

・お電話番号
・メールアドレス
・ご所属の会社名等
・ご通報内容（日時・場所、関係者、対象となる事実などを可能な限り具体的にご記載ください）

通報いただくにあたっては、事実関係の確認のためのヒアリングや通報へのフィードバック等のために、原則として、通報者様の勤務先名・氏名・所属部署名を明示した上でお願いいたします。匿名によるご通報については、十分な事実確認や是正措置を行うことができず、調査結果等をご報告できないことがありますのでご承知おきください。

通報への対応

当社は、通報された事実により通報者様に不利益な扱いをすることはありません。

通報者様に対し、通報頂いた点につき事実関係をお伺いすることのほか、資料のご提供をお願いするためにご連絡することがございます。なお、当社の調査結果につきましては、個人のプライバシーや企業秘密に該当する場合には、ご報告できないこともございますので、あらかじめご了承ください。

通報の際に入手した通報者様の個人情報は、通報窓口において適切に管理し、通報に対応する以外の目的に利用することはありません。